

## 〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

### 1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は40.4歳、平均勤続年数は17.0年、製造業ではそれぞれ39.8歳、16.8年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

(歳、年)

産業区分・年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	40.4	17.0	40.5	17.0	38.2	14.7
製造業	39.8	16.8	39.7	16.6	38.0	15.0
平成28年						
調査産業計	40.3	17.1	40.4	17.1	38.1	14.4
製造業	39.7	17.0	39.5	16.7	37.8	15.0

### 2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の平成29年6月分の所定内賃金は363.0千円、所定外賃金は62.9千円、製造業ではそれぞれ354.3千円、62.0千円となっている。

表2 所定内及び所定外賃金

(千円)

産業区分・年	所定内賃金			所定外賃金		
	男女計	男	女	男女計	男	女
調査産業計	363.0	372.9	296.0	62.9	68.4	33.8
製造業	354.3	360.2	291.1	62.0	67.8	32.0
平成28年						
調査産業計	361.6	372.8	293.0	65.2	68.9	34.9
製造業	346.4	355.0	286.1	65.2	67.6	32.4

### 3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

平成29年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給89.6%、奨励給1.2%、職務関連手当3.3%、生活関連手当5.5%、その他の手当0.4%となっている。

製造業の賃金構成比は、基本給92.6%、奨励給0.0%、職務関連手当2.9%、生活関連手当4.2%、その他の手当0.3%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

産業区分・年	(%)				
	基本給	奨励給	職務関連手当	生活関連手当	その他の手当
調査産業計	89.6	1.2	3.3	5.5	0.4
製造業	92.6	0.0	2.9	4.2	0.3
平成28年					
調査産業計	89.7	1.2	3.3	5.4	0.3
製造業	92.6	0.0	3.0	4.0	0.4

4 地域（都市）手当制度（前回平成24年）（表4）【集計表第5表】

地域（都市）手当制度を採用している企業は、調査産業計では80社（集計219社の36.5%）、製造業では43社（同122社の35.2%）となっている。

支給額の決め方をみると、定額としている企業は調査産業計で29社、支給額に幅がある企業は39社、率で定めている企業は18社となっている。製造業では定額としている企業が12社、支給額に幅がある企業が21社、率で定めている企業が15社となっている。また、無支給地域を含む地域区分の平均は調査産業計で3.6区分、製造業で3.5区分となっている。

表4 地域（都市）手当制度

(社、区分数)

産業区分・年	集計社数	制度あり	支給額の決め方			平均地域区分数
			定額	支給額に幅	率	
調査産業計	219	80	29	39	18	3.6
製造業	122	43	12	21	15	3.5
前回平成24年						
調査産業計	214	84	22	50	16	3.1
製造業	136	56	12	33	15	3.0

5 技能手当、技術（資格）手当制度（前回平成25年）（表5）【集計表第6表】

技能手当、技術（資格）手当制度を採用している企業は調査産業計では、73社（集計213社の34.3%）となっている。

平均支給額について調査産業計では「情報処理系」は定額が9.9千円、支給額に幅がある場合の最高額が13.5千円、「事務・法律系」はそれぞれ11.9千円、16.1千円、「技能労働系」はそれぞれ6.9千円、10.9千円、「その他の資格」はそれぞれ16.7千円、43.5千円となっている。

表5 技能手当、技術（資格）手当制度

（社、千円）

産業区分・年	集計社数	制度あり	支給対象の資格及び平均支給額							
			情報処理系		事務・法律系		技能労働系		その他の資格	
			定額	最高額	定額	最高額	定額	最高額	定額	最高額
調査産業計	213	73	9.9	13.5	11.9	16.1	6.9	10.9	16.7	43.5
製造業	120	36	3.8	26.0	9.1	17.3	5.4	10.8	3.2	13.8
平成25年 調査産業	215	49	3.2	16.8	2.9	12.5	5.4	10.5	3.1	32.7
製造業	136	34	3.2	23.2	2.9	19.5	3.0	11.7	3.1	20.6

6 平成29年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

（表6）【集計表第7-1表】

平成29年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では184社（集計218社の84.4）で、要求内容は「ベースアップの実施」128社（要求があった企業184社の69.6%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」118社（同64.1%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」122社（同66.3%）、「個別賃上げ方式」46社（同25.0%）となっている。

製造業では要求があったのは109社（集計122社の89.3%）で、要求内容は「ベースアップの実施」80社（要求があった109社の73.4%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」74社（同67.9%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」82社（同75.2%）、「個別賃上げ方式」24社（同22.0%）となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では181社（要求があった184社の98.4%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」82社（妥結した181社の45.3%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」133社（同73.5%）となっている。

製造業で交渉が妥結したのは107社（要求があった109社の98.2%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」61社（妥結した107社の57.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」82社（同76.6%）となっている。

表6 平成29年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		ベースアップの実施	定期昇給の実施・賃金体系維持	その他	平均賃上げ方式	個別賃上げ方式	その他	
調査産業計 218社 (100.0)	184 (84.4) 〈100.0〉 《100.0》	128 〈69.6〉	118 〈64.1〉	25 〈13.6〉	122 《66.3》	46 《25.0》	21 《11.4》	34 (15.6)
製造業 122社 (100.0)	109 (89.3) 〈100.0〉 《100.0》	80 〈73.4〉	74 〈67.9〉	12 〈11.0〉	82 《75.2》	24 《22.0》	8 《7.3》	13 (10.7)
平成28年 調査産業計 222社	186	138	117	21	119	35	33	36
製造業 129社	113	85	76	13	81	19	16	16

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			ベースアップの実施	定期昇給の実施・賃金体系維持	その他	
調査産業計	184 〈100.0〉	181 〈98.4〉 《100.0》	82 《45.3》	133 《73.5》	32 《17.7》	2 (1.6)
製造業	109 〈100.0〉	107 〈98.2〉 《100.0》	61 《57.0》	82 《76.6》	13 《12.1》	1 (0.9)
平成28年 調査産業計	186	183	87	133	33	3
製造業	113	112	68	82	13	1

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

## 7 賃金改定の状況(表7、表8)【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では186社(集計215社の86.5%)で、うち平成28年7月から平成29年6月までの1年間でベースアップを実施した企業は86社(賃金表がある186社の46.2%)、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は94社(同186社の50.5%)となっている。製造業では賃金

表がある企業は 103 社（集計 119 社の 86.6%）で、うち同期間にベースアップを実施した企業は 61 社（賃金表がある 103 社の 59.2%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は 38 社（同 103 社の 36.9%）となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では 185 社、製造業では 106 社でその全ての企業で実施している。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で 131 社（定期昇給を実施した 185 社の 70.8%）、製造業で 74 社（同 106 社の 69.8%）、昨年比で増額がそれぞれ 34 社（同 185 社の 18.4%）、21 社（同 106 社の 19.8%）、昨年比で減額が 13 社（同 185 社の 7.0%）、7 社（同 106 社の 6.6%）となっている。実施時期は 4 月～6 月とする企業が調査産業計で 151 社（同 185 社の 81.6%）、製造業で 89 社（同 106 社の 84.0%）となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で 33 社（集計 218 社の 15.1%）、製造業で 15 社（同 121 社の 12.4%）となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計で 4 社（集計 215 社の 1.9%）、製造業ではない。

表 7 賃金改定の状況  
—平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月—

(1) 基本給部分の改定 (社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	ベースア ップ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース		賃金表 なし
				ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 215 社 (100.0)	186 (86.5) <100.0>	86 (40.0) <46.2>	100 (46.5) <53.8>	— (0.0) <0.0>	94 (43.7) <50.5>	29 (13.5)
製造業 119 社 (100.0)	103 (86.6) <100.0>	61 (51.3) <59.2>	42 (35.3) <40.8>	— (0.0) <0.0>	38 (31.9) <36.9>	16 (13.4)
平成 28 年 調査産業計 221 社	187	87	100	—	94	34
製造業 127 社	107	65	42	—	40	20

(注) ベースアップを実施しない企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

## (2) 定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業）

(社、%)

産業区分・ 年・定期昇 給制度の ある企業	実施 あり	昇 給 額			実施時期				実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	
調査産業計 185 社 (100.0)	185 (100.0)	131 〈70.8〉	34 〈18.4〉	13 〈7.0〉	6 〈3.2〉	151 〈81.6〉	13 〈7.0〉	1 〈0.5〉	— (0.0)
製造業 106 社 (100.0)	106 (100.0)	74 〈69.8〉	21 〈19.8〉	7 〈6.6〉	3 〈2.8〉	89 〈84.0〉	6 〈5.7〉	1 〈0.9〉	— (0.0)
平成 28 年 調査産業計 186 社	185	125	35	22	4	151	17	1	—
製造業 111 社	111	73	21	15	2	90	9	1	—

## (3) 賃金カットの実施

(社、%)

産業区分・年・集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 215 社 (100.0)	4 (1.9)	211 (98.1)
製造業 119 社 (100.0)	— (—)	119 (100.0)
平成 28 年 調査産業計 216 社	7	209
製造業 125 社	2	123

平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月までの 1 年間の労働者一人平均の賃金改定額(率)  
(昇給分+ベースアップ分)をみると、調査産業計では 6,984 円、率で 2.12%、製  
造業では 6,543 円、率で 2.09%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額  
で 1,213 円、率で 0.38%、製造業では 871 円、率で 0.32%となっている。

表 8 賃金改定額

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,984	2.12	1,213	0.38
製造業	6,543	2.09	871	0.32
平成 28 年				
調査産業計	6,638	2.00	1,335	0.41
製造業	6,290	2.00	959	0.34

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

### 8 一時金支給額(表 9)【集計表第 9 表】

平成 28 年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では 832.5 千円、月収換算 2.4 か月分、製造業では 813.3 千円、月収換算 2.5 か月分となっている。

平成 29 年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では 911.7 千円、月収換算 2.5 か月分、製造業では 844.0 千円、月収換算 2.6 か月分となっている。

表 9 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金				(2) 夏季一時金			
産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算	産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
平成 28 年年末				平成 29 年夏季			
調査産業計	208	832.5	2.4	調査産業計	208	911.7	2.5
製造業	118	813.3	2.5	製造業	118	844.0	2.6
平成 27 年年末				平成 28 年夏季			
調査産業計	210	846.0	2.3	調査産業計	211	897.6	2.4
製造業	126	833.8	2.4	製造業	125	850.8	2.4

(注 1) 「平成 28 年年末」とは平成 28 年 9 月～平成 29 年 2 月、「平成 29 年夏季」とは平成 29 年 3 月～8 月の期間をいう。その前年についても同様。

(注 2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

### 9 モデル所定内賃金

(表 10、表 11、表 12)【集計表第 10-1 表、第 10-5 表、第 10-7 表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件(事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別)に該当する者の所定内賃金をいう。

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は 55 歳で 626.3 千円、高校卒事務・技術(総合職)は 55 歳で 482.2 千円、高校卒生産は 55 歳で 406.4 千円となっている。製造業では大学卒事

務・技術（総合職）は 55 歳で 605.7 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 482.3 千円、高校卒生産は 55 歳で 403.3 千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 2.89 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.41 倍、高校卒生産 2.11 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.79 倍、2.43 倍、2.11 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である 22 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 92.4、高校卒生産は 89.0 となっており、55 歳では 77.0、64.9 となっている。製造業では、22 歳で 91.7、88.1 となっており、55 歳では 79.6、66.6 となっている。

表 10 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	216.5	248.7	323.2	397.7	468.1	549.3	599.3	626.3	581.5
製造業	—	—	216.9	248.1	321.2	389.7	455.5	524.9	573.8	605.7	585.3
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	170.2	183.1	200.0	221.4	281.1	330.3	371.1	418.1	447.1	482.2	450.8
製造業	170.7	182.7	198.8	220.9	280.6	331.7	371.1	421.3	450.7	482.3	452.5
生産											
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	168.1	179.1	192.6	212.0	263.9	308.3	343.7	379.8	400.3	406.4	402.1
製造業	166.9	177.8	191.1	210.4	261.7	305.3	344.6	376.8	397.2	403.3	400.6

(注 1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注 2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 11 モデル所定内賃金の年齢間格差 (55 歳/22 歳)

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.89	2.41	2.11
製造業	2.79	2.43	2.11
平成 28 年			
調査産業計	2.88	2.41	2.13
製造業	2.83	2.35	2.13



表 12 モデル所定内賃金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	92.4	77.0	89.0	64.9
製造業	91.7	79.6	88.1	66.6
平成 28 年				
調査産業計	92.6	77.6	89.1	66.0
製造業	91.9	76.2	88.0	66.2

## 10 実在者平均所定内賃金

（表 13、表 14、表 15）【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.6 年）で 563.4 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 35.2 年）で 451.1 千円、高校卒生産は 55 歳（同 34.0 年）で 388.5 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.1 年）で 509.9 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 34.3 年）で 427.0 千円、高校卒生産は 55 歳（同 34.2 年）で 383.1 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率で見ると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.63 倍、高校卒事務・技術 2.25 倍、高校卒生産 2.02 となっている。製造業では 2.38 倍、2.19 倍、2.00 倍となっている。

大学卒事務・技術を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 93.4、高校卒生産は 89.7 となっており、55 歳では 80.1、69.0 となっている。製造業では、22 歳で 91.2、89.3、55 歳では 83.7、75.1 となっている。

表 13 実在者平均所定内賃金（男）

（千円、年）

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
大学卒 事務・技術 調査産業計 （平均勤続年数）	—	—	214.6 (0.3)	242.3 (1.8)	309.0 (6.4)	382.2 (10.0)	435.8 (14.1)	501.7 (19.5)	541.2 (25.6)	563.4 (29.6)	539.8 (31.7)
製造業 （平均勤続年数）	—	—	214.0 (0.3)	239.4 (1.5)	300.4 (5.9)	361.3 (9.3)	411.0 (12.7)	450.2 (17.6)	480.2 (25.4)	509.9 (29.1)	508.8 (30.1)
高校卒 事務・技術 調査産業計 （平均勤続年数）	169.6 (0.3)	183.1 (2.0)	200.5 (3.9)	227.8 (6.5)	271.7 (10.3)	323.8 (13.9)	352.7 (19.3)	384.1 (25.3)	430.2 (30.2)	451.1 (35.2)	377.6 (36.9)
製造業 （平均勤続年数）	166.4 (0.3)	175.3 (2.0)	195.1 (3.8)	224.0 (5.9)	260.4 (9.6)	302.8 (11.5)	323.9 (16.9)	370.9 (24.5)	399.0 (29.0)	427.0 (34.3)	311.4 (35.6)
高校卒 生産 調査産業計 （平均勤続年数）	167.0 (0.3)	177.3 (2.0)	192.5 (3.8)	210.0 (6.4)	251.3 (10.4)	286.2 (13.3)	317.0 (18.4)	355.6 (24.7)	375.8 (28.9)	388.5 (34.0)	344.4 (37.6)
製造業 （平均勤続年数）	167.7 (0.3)	176.7 (2.0)	191.2 (3.9)	209.2 (6.6)	253.3 (10.8)	287.8 (13.7)	315.7 (18.6)	351.7 (24.6)	365.9 (28.6)	383.1 (34.2)	344.9 (37.7)

（注1） 実在者平均所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

（注2） 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 14 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男・55歳／22歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.63	2.25	2.02
製造業	2.38	2.19	2.00
平成28年 調査産業計	2.67	2.28	2.05
製造業	2.44	2.12	1.99

表 15 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男）（大学卒を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	93.4	80.1	89.7	69.0
製造業	91.2	83.7	89.3	75.1
平成28年 調査産業計	92.2	78.8	90.1	69.1
製造業	89.0	77.5	89.5	73.2

## 11 モデル一時金（年間計）

（表 16、表 17、表 18）【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金等）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（平成 28 年年末と平成 29 年夏季の合計）のピークは調査産業計、製造業とも全て 55 歳となっており、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）、高校卒事務・技術（総合職）、高校卒生産でそれぞれ 3,475 千円、2,367 千円、2,095 千円となっている。製造業では、それぞれ 3,506 千円、2,540 千円、2,124 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率で見ると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.93 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.34 倍、高校卒生産 2.05 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.93 倍、2.44 倍、2.06 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 85.3、高校卒生産は 86.1、55 歳ではそれぞれ 68.1、60.3 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 87.0、86.4、55 歳ではそれぞれ 72.4、60.6 となっている。

表 16 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）										
大学卒			（3年）	（8年）	（13年）	（18年）	（23年）	（28年）	（33年）	（38年）
調査産業計	—	—	1,186	1,593	1,999	2,483	2,957	3,318	3,475	3,099
製造業	—	—	1,196	1,604	2,001	2,487	2,914	3,309	3,506	3,261
高校卒	（2年）	（4年）	（7年）	（12年）	（17年）	（22年）	（27年）	（32年）	（37年）	（42年）
調査産業計	802	883	1,012	1,289	1,544	1,755	2,054	2,225	2,367	2,082
製造業	826	917	1,040	1,322	1,584	1,807	2,129	2,360	2,540	2,205
生産										
高校卒	（2年）	（4年）	（7年）	（12年）	（17年）	（22年）	（27年）	（32年）	（37年）	（42年）
調査産業計	839	906	1,021	1,249	1,493	1,700	1,924	2,083	2,095	2,051
製造業	850	922	1,033	1,240	1,496	1,724	1,934	2,111	2,124	2,116

（注）年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 モデル一時金の年齢間格差（55 歳／25 歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.93	2.34	2.05
製造業	2.93	2.44	2.06
平成 28 年			
調査産業計	2.88	2.39	2.00
製造業	2.89	2.32	2.01

表 18 モデル一時金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	85.3	68.1	86.1	60.3
製造業	87.0	72.4	86.4	60.6
平成 28 年				
調査産業計	86.6	72.0	89.1	61.8
製造業	86.4	69.5	87.9	61.2